特殊勤務手当支給状況の調査

全国高等学校農場協会振興局

１．目的

農業は自然と共存し、生物生産を主体として営む産業であるので、特殊性の高い職務である。農場協会では、このような職務であることに対して、産業教育振興法に基づいた特別勤務手当の支給を要望している。

今回の調査は、農業教育に関する作業において支給される特別勤務手当の支給状況を調査することにより、農業教育の特殊性を明らかにし、農業科教職員の待遇改善を促進するため国への要望に活用できる資料とするためのものである。

２．対象

農業関係学科を設置している高等学校　回答数 ４７ 都道府県

３．アンケート結果

以下にアンケート結果を記す。

宿日直手当や危険作業に関する手当など、多くの手当てがあることが分かった。
それぞれの都道府県により名称が異なるが内容などは同等のものもあるが、そのまま集約した。

名称および対象となる作業、１回あたりの支給額			
名称	支給対象となる作業	1回あたりの支給額	備考
主任手当	農場長業務	200円／1日	
農場長・科長手当	日数	200円	
農業クラブ大会引率	泊を伴う引率	5100円	
農場日直手当	管理全般	5,300円	
宿日直手当	農場における動物又は植物の管理	日直5,300円、半日直2,650円	
宿日直手当	動植物管理業務	5,300円	5時間以上
宿日直手当	生徒の実習指導に従事する教職員の行う生活指導	7400円	5時間以上
宿日直	稲作と畜産の宿泊作業	6100円	
有害薬剤等取扱手当	毒物、劇物又は特定毒物を取り扱う作業	290円	
特殊勤務手当	薬剤散布	250円	
有害物等取扱手当	農薬散布作業(毒劇物)	日額290円	
教員特殊業務手当	農業クラブ関係	2700～5100円	
醸造実習	製麹	3000円	5時間未満
畜産加工実習	乾燥・燻煙・殺菌	3000円	5時間未満
家畜分娩実習	分娩・搾乳	6000円	5時間以上
病畜対応	抗生剤投与など	3000円	5時間未満
有害薬品取扱	農薬散布	180円	日額
宿日直手当	農場管理	6300円	
宿日直手当	土日、祝日の農場管理	3000円	
日直勤務手当	農場管理全般	7,400円	５時間以上勤務
農場当番	農場管理（半日）	3,700円	
有害薬剤等取扱手当	毒物及び劇物、特定毒物の散布消毒作業	1日当たり290円	

特殊現場作業等手当	傾斜地等でのトラクタの運転操作	1日当たり260円	技能労務職員に限る
宿日直手当	週休日の農場日直	¥5,300	１日あたり(8h)
宿日直手当	土日、祭日の農作業	３４００円（5時間未満） ６８００円（5時間以上）	
畜産（和牛）	繁殖牛の受精卵移植	3400円	
畜産（和牛）	牧草収穫（ラッピング・ロール移動）	6800円	
果樹（ナシ）	薬剤散布	3400円	
作物（水稲）	代かき	6800円	
特殊薬品散布指導等職員に対する手当	有機りん製剤の散布	230円	
技能労務職員に対する手当	特殊薬品の散布	1日230円	
技能労務職員に対する手当	特殊機会の操作	1日280円	
特殊薬品散布指導	有機リン剤等の散布	２３０円	
農場管理等宿日直	土日等における管理	６３００円	
産業教育実習	作物	4900円（5h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	養蚕	4900円（6h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	育林	4900円（7h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	野菜	4900円（8h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	草花	4900円（9h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	果樹	4900円（10h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	乳牛	4900円（11h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	養豚	4900円（12h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	養鶏	4900円（13h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	応用動物	4900円（14h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	造園管理	4900円（15h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	生物工学	4900円（16h以上）	2450円(5h未満)
産業教育実習	農場総合	4900円（17h以上）	2450円(5h未満)
産業教育振興実習	ほ場・農場等の管理業務	５時間未満2450円、５時間以上4900円	
農場宿直	遠隔地農場での宿日直	5400円	コロナ禍のため現在宿泊は中止
１～5時間未満の勤務	圃場管理	2,500円程度	
5時間以上の勤務	圃場管理	5,000円程度	
主任手当	連絡調整・指導助言	200円	1日
教員特殊業務手当	休日部活動引率・指導	5100円	1日
宿日直手当	半日直	2650円	
宿日直手当	日直	5300円	
圃場管理作業	農場管理職員では行えない管理作業や、生産物の収穫・出荷作業	900円／時間(6時間が上限)	
種雄牛馬等取扱手当	種雄牛馬、豚の交配、精液の採取	従事した日1日につき300円	1日につき4時間に満たない場合は180円
有害物質取り扱い手当（農薬散布等）	農薬散布	370	
温室内作業従事手当	温室業務	320	
教育業務連絡指導手当	主任業務	200	
農薬散布作業従事手当	農薬散布２時間以上	２９０円/日	
半日直手当	圃場管理	2200円	
宿日直手当	圃場管理	4400円	
農薬散布作業従事手当	農薬散布作業	１日290円（２時間以上）	
温室内作業従事手当	温室内作業	１日230円（２時間以上）	産業教育手当支給者を除く
畜産糞尿等取扱手当	畜産糞尿等取扱	１日160円（２時間以上）	産業教育手当支給者を除く
特殊自動車運転業務従事手当	乗用トラクタ等による耕うん	１日200円（４時間以上）	４時間移動時間未満１２０円
宿直手当	分娩介助	4200円	
温室内作業手当	温室内での作業	３００円	１時間
宿日直手当	農場日直	４４００円	１日
有害物取扱い業務手当	農薬散布等	290円	
農場日直		5900円	
農場日直	休日の農場管理	6100円	
有害農薬による害虫等防除作業手当（1級）	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。（略）	２９０円	毒物及び劇物取締法第2条第３項に規定する特定毒物のいずれかを含有する製剤を使用。
有害農薬による害虫等防除作業手当（2級）	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。（略）	２５０円	毒物及び劇物取締法別表第1第28号で毒物と定められる製剤又は別表第2号第94号で劇物と定められる製剤を使用。
大型農業機械作業手当	大型農業機械作業に従事した場合	２３０円（１日）	農業手
ほ場管理作業業務手当	農業機械を操作し管理する業務に従事した場合	１２０円（１日）	農業手
夜間実習手当	夜間における生徒の実習	4,100円/夜	
有害農薬取扱手当	規則で定める有害農薬の使用	290円/日	

農薬散布手当	農作業等の病害虫防除のため劇毒物を含有する農薬の散布	１日２９０円	劇毒物のみに限る。
農林水産管理手当	農場管理日直	3400円	５時間以上
		1700円	５時間未満
危険物取扱手当	指定農薬の散布	２９０円	
夜間管理手当	家畜分娩等のための夜間勤務	1夜につき1,600円	
夜間管理手当	家畜分娩等のための夜間勤務	1夜につき1,200円	
夜間管理手当	家畜分娩等のための夜間勤務	1夜につき 800円	
夜間管理手当	食品製造の製麹	１６００円	正規の勤務時間から引き続き翌日に及ぶ勤務
		１２００円	上記以外の３時間以上の勤務又は深夜における１時間以上の勤務
		８００円	深夜を除く１時間以上３時間未満の勤務
土日･祝日の日直	土日･祝日の農場管理	7200円	
宿直	第二農場の農場管理・家畜管理	7200円	
日直手当	休日の日直（農場管理）	4200円	
県内県外農業実習引率	泊を伴う引率指導	5100円	
有害物取扱	農薬散布	２９０円	
夜間実習教育手当	家畜の分べん・育すう・搾乳、製麹	９００円	
特殊業務手当	緊急の防災若しくは復旧の業務	４H５２５０円　6H８０００円	正規の勤務時間外
特殊自動車等運転手当	トラクター、田植え機などの作業	2時間未満200円 2時間以上上300円	
有害物(ｽﾋﾟｰﾄﾞ外)4h以上	消毒作業	300円	
有害物(ｽﾋﾟｰﾄﾞ外)4h未満	消毒作業	180円	
有害物(ｽﾋﾟｰﾄﾞ)4h以上	ＳＳによる消毒作業	400円	
有害物(ｽﾋﾟｰﾄﾞ)4h未満	ＳＳによる消毒作業	240円	
特殊現場(刈払い)2ｈ以上	草刈り	400円	
特殊現場(刈払い)2ｈ未満	草刈り	240円	
教務（夜間農業実習）	家畜の出産等	2,100円	
日直手当	休日の農場管理	¥7,350	７時間勤務
宿直手当	夜間の家畜の出産等	¥6,100	夜間勤務
舎監勤務	寮宿日直勤務	7800円	
宿日直手当	動植物の管理	５時間以上6100円、５時間未満3050円	
病害虫防除手当	病害虫防除作業	400円	
特殊自動車運転手当	大型農耕作業者運転	400円	
教育業務連絡指導手当	農場長業務	200円	
特殊自動車運転手当	大型農耕作業者運転	400円	
教育業務連絡指導手当	農場長業務	200円	
病害虫防除手当	毒劇物農薬の散布作業	400円	
特殊勤務手当	肥培管理・飼育管理　5時間以上	5,900円	
特殊勤務手当	肥培管理・飼育管理　5時間未満	2,950円	
第１号（非常災害時の緊急業務）	緊急災害時の保護・防災・復旧業務	８０００円（特に甚大な場合１６０００）／１日（週休日）	
	生徒の負傷、疾病の救急業務	７５００円／１日（週休日）	
	緊急の補導業務	７５００円／１日、３７５０円／半日（週休日）	
宿日直手当	休日の農場管理業務	6100円	通常の休日の農場管理業務は農場代行員が勤務している
種牛等取扱手当	種牛の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種牛を御する作業	230円	農業に関する学科を置く府立学校に勤務する職員で農芸の業務を行うもの
宿日直手当	日直業務	6700円	
半日直	日直業務	3350円	勤務時間が五時間未満の場合
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する教育職員に支給	月額21,000円(定時制通信教育手当を受けるものにあっては13,000円)	
日直手当	休日の農場栽培管理	5100円	８時間
４号業務	休日の部活動指導	3000円	４時間以上
休日日直（夏季）	圃場管理	6100円	１日
休日日直（冬季）	圃場管理	3050円	半日
特殊勤務手当	農業クラブ活動指導	休日3時間以上2,700円(継続)、平日1時間以上3時間未満500円（勤務時間外）	
宿日直手当	休日管理作業等	1日5，600円	
有害農薬による害虫等防除作業手当（1級）	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。（略）	２９０円	毒物及び劇物取締法第2条第３項に規定する特定毒物のいずれかを含有する製剤を使用。
有害農薬による害虫等防除作業手当（2級）	農業に関する学科を置く教育職員が有害農薬を使用して農作物等の害虫等防除作業に従事したとき。（略）	２５０円	毒物及び劇物取締法別表第1第28号で毒物と定められる製剤又は別表第2号第94号で劇物と定められる製剤を使用。

４．意　見

・キャビンなしスプレーヤーでの農薬散布には農薬の曝露が避けられないため多少でも手当すべきと考える。

・土・日・祝祭日のほ場・農場管理代行業務の人員確保が難しい、遠方から勤務している職員も増えているため、時間外の業務は再考して欲しい。

・圃場管理は、天候など自然環境による生育の変化に対応するためやむを得ず勤務する場合があるため、支給限度額がある予算制でなく、部活動特勤と同様に、勤務した分だけ満額支給して欲しい。現状は、実際の勤務より目減りしながら報告している状態である。

・休日の管理作業を行った日に特殊勤務手当の支給を望みます。農業関連科目では、実習から体験的に学ばせることが重要です。教材として、植物や動物を用いその管理を行った日には手当を支給すべきであると考えます。現状、仕事の分担を行うため勤務校から自宅が近い・遠いに関わらず割り振りを行っています。交通費も手当も支給されないことは異常な状態であると言えます。

・休日の農場管理手当や農薬散布作業手当、夜勤手当などは、実習資金特別会計によって農産物販売や樹木売り払いなどから得た収入から支給している。農場規模の小さな学校では、休日の農場管理手当のみを予算計上する場合が多く、農薬散布作業手当等は予算規模から計画できないことが現状である。

・気候変動を含め、危険な作業に対しての手当の種類の見直しの必要性

・有害物取扱手当の支給要件に、「有害物の使用に伴い発生する人体に有害なガス、切り棟を吸入する恐れがある作業（授業、実習及びそれらに付随する作業を除く。）」とある。なぜ授業、実習及びそれらに付随する作業は除外されるのか。危険な作業には変わりない。高所作業や薬剤散布、また人送のための運転も特殊業務に該当すると考えられる。

・技師・技能員（行政職）の 36 協定により、本来日直業務に入らない実習助手が休日・祝日に特勤業務としてはいらなければならない状況である。今後正規の技師の採用もない。日頃平日業務が多忙な教職員に対して特勤手当の支給よりも、働き方改革から休みの保証が必要であると考える。

・学校によって産業教育手当と混同して考えられることもあり、説明しないと理解してもらえない場合がある。

・支給額が労働時間に見合っていない。休日の交通費は支給されないため、有料道路の通行料や燃料代は実費で支払っている。

５．むすび

危険業務や有資格管理業務を行っているにもかかわらず、特殊勤務手当は発生していない（危険物取扱者・毒物劇物取扱者・食品衛生管理者・安全運転管理者・各種作業免許の必要な業務)。本来であれば有資格業務を行う教員に対しては、本給や産業教育手当とは別に特殊勤務手当を支給するのが妥当である。特殊勤務手当を明示し有資格者に対して適正に業務として割り当てることで、無資格者の労働安全衛生事故も防げるのではないのかと推察できる。

資格取得に関しても、多くの資格が自己負担ということもあり、若手教員の資格取得のハードルとなってしまっていることも事実である。業務に必要な資格に対しては取得費用を補助するなどのしくみを設け柔軟に対応し、複数で対応することで責任が一人に集中しすぎない職場環境を整える必要も考えられる。

総合学科校では、農業科目が産業教育科目として位置づけられていないため特殊勤務手当の規定がない場合もある。職種により支給対象の有無が区分されているものもある。
今回は、各校の実情を広く知っていただき、情報の共有を図るため、多くの意見を掲載させていただきました。